

## 飼養等の方法

### 【哺乳類の場合】

- (1) 自己の占有地又は管理地内であって、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等を行うこと。
- (2) 飼養等を行う指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。
- (3) 飼養等を行う者又は第三者の行為により指定外来動植物が逸走・逸出しないよう適合飼養等施設に施錠等の措置を講ずること。
- (4) 終生飼養に努めること。

### 【鳥類の場合】

- (1) 自己の占有地又は管理地内であって、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等を行うこと。
- (2) 飼養等を行う指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。
- (3) 窓、扉等が閉められた閉鎖的な場所又はこれに類する場所で飼養等を行うこと。
- (4) 飼養等を行う者又は第三者の行為により指定外来動植物が逸走・逸出しないよう適合飼養等施設に施錠等の措置を講ずること。
- (5) 終生飼養に努めること。

### 【両生類・爬虫類の場合】

- (1) 自己の占有地又は管理地内であって、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等を行うこと。
- (2) 飼養等を行う指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。
- (3) 窓、扉等が閉められた閉鎖的な場所又はこれに類する場所で飼養等を行うこと。
- (4) 飼育場内に産卵・孵化が可能な場所がある場合、出現が予想される幼体の逸出防止とその飼育に備えること。それが困難な場合は、あらかじめ陸域をコンクリート等で固めるなどして、繁殖を防ぐこと。

- (5) 飼養等をする者又は第三者の行為により指定外来動植物が逸走・逸出しないよう適合飼養等施設に施設等の措置を講じること。
- (6) 終生飼養に努めること。

#### **【魚類、汽水・淡水産魚類の場合】**

- (1) 自己の占有地又は管理地内であって、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等をする事。
- (2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行う事。
- (3) 適合飼養等施設の水替えをする場合は、卵や稚魚等が流出しないようろ過後に排水を行う事。
- (4) 終生飼養に努める事。

#### **【昆虫類の場合】**

- (1) 自己の占有地又は管理地内であって、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等をする事。
- (2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行う事。
- (3) 窓、扉等が閉められた閉鎖的な場所又はこれに類する場所で飼養等をする事。
- (4) 卵、幼虫等の混入のおそれのある飼養土等を野外に捨てない事。
- (5) 終生飼養に努める事。

#### **【陸産貝類・淡水汽水産貝類の場合】**

- (1) 自己の占有地又は管理地内であって、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等をする事。
- (2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行う事。
- (3) 適合飼養等施設の水替えをする場合は、卵や幼生等が流出しないようろ過後に排水を行う事。
- (4) 終生飼養に努める事。

### **【その他節足動物の場合】**

- (1) 自己の占有地又は管理地内であって、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等を行うこと。
- (2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。
- (3) 適合飼養等施設の水替えをする場合は、卵や幼体等が流出しないよう過後に排水を行うこと。
- (4) 終生飼養に努めること。

### **【植物類の場合】**

- (1) 自己の占有地又は管理地内であって、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等を行うこと。
- (2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。
- (3) 周辺に自然分布する植物群落との連続性を持たない又は持つおそれがない場所で飼養等を行うこと。
- (4) 地下茎の断片、根茎部、種子等の混入のおそれのある栽培土等を野外に捨てないこと。